

各都道府県知事 宛て

農林水産省消費・安全局長

家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定
基準について

改正前の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第60条第2項においては、国は、都道府県が、法第32条の規定による移動又は移出の禁止又は制限により重大な影響を受けた畜産経営に対し、売上げの減少額や飼料費、保管費、輸送費等の費用の増加額に相当する額を交付する場合に、当該交付した額の2分の1を負担することとされていました。

今般、法及び家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）の改正により、法第60条第2項の規定による売上げの減少額等の助成措置について、

- ① 対象措置に関し、法第33条の規定による催物の開催等の停止又は制限及び法第34条の規定による放牧等の停止又は制限が追加された
- ② 対象家畜に関し、牛、豚等を含む家畜全般に拡大された
- ③ 対象家畜に係る売上げの減少額等の内容に関し、輸送費の増加額が追加された
- ④ 対象物品に関し、生乳、家畜人工授精用精液、家畜受精卵及び卵に拡大されたところであり、これらの改正は、本年7月1日から施行することとされています。

この助成措置の対象となる売上げの減少額や費用の増加額は、改正後の家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第63条に定めるところにより算定することとなりますが、この度、別紙のとおり、この助成措置の対象となる額の算定基準を定めましたので、その算定に当たっては、この基準に留意された上で、適正な交付につき御配慮願います。

なお、法第60条第2項の規定による負担金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び家畜伝染病予防費負担金交付要綱（昭和32年2月11日付け32畜A第216号農林事務次官依命通知）に定めるところによりますので、念のため申し添えます。

また、「家畜伝染病予防法第60条第2項に基づく助成措置の対象となる額の算定基準について」（平成16年6月2日付け16消安第1592号農林水産省消費・安全局長通知）は、廃止します。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課 担当：平松

TEL：03-3502-8111（内線4582）

FAX：03-3502-3385

家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準

目次

- 第1 定義
- 第2 家畜に係る助成
 - 1 助成対象となる家畜
 - 2 助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の内容並びにこれらの算定方法
- 第3 家畜の死体に係る助成
 - 1 助成対象となる家畜の死体
 - 2 助成対象となる費用の増加額の内容及びその算定方法
- 第4 物品に係る助成
 - 1 助成対象となる物品
 - 2 助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の内容並びにこれらの算定方法
- 第5 助成対象となる家畜又は物品に関する実態調査

第1 定義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 家畜 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては、これらの素ひな及びふ卵中のこれらの卵を含む。）をいう。
- 2 家きん 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。
- 3 特定移動制限等 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第32条から第34条までの規定による禁止、停止又は制限をいう。
- 4 特定移動制限等の期間 特定移動制限等の開始の日からその解除の日又はその例外（法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定めるものをいう。）が認められた日までの期間をいう。
- 5 対象家畜 特定移動制限等の期間において飼養される家畜（当該特定移動制限等に従わなかった者が飼養するものを除く。）をいう。
- 6 物品 生乳、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する家畜人工授精用精液、同法第11条の2第5項に規定する家畜受精卵及び卵（ふ卵中の家きんの卵を除く。）をいう。
- 7 対象物品 対象家畜が生産した物品をいう。
- 8 出荷 他の農場へのお荷、競馬へのお走、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物へのお荷、と畜場その他のと殺を行う場所へのお荷、放牧地へのお放牧及びふ卵場へのお荷をいう。
- 9 出荷先 他の農場、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催場

所、と畜場その他のと殺を行う場所、放牧地及びふ卵場をいう。

- 10 予定出荷先 特定移動制限等の期間前に対象家畜又は対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。
- 11 他の出荷先 予定出荷先以外の出荷先をいう。
- 12 焼却等施設 焼却施設、埋却施設又は化製場をいう。
- 13 通常化製場 対象家畜の死体を通常化製する化製場をいう。
- 14 他の化製場 通常化製場以外の化製場をいう。

第2 家畜に係る助成

1 助成対象となる家畜

次のいずれかに該当するものとする。

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において飼養される対象家畜

特定移動制限等の対象となる区域内において飼養される対象家畜であって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものをいう。

(2) 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜

特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

① 他の出荷先に出荷された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合（3(2)において「他の出荷先に出荷された場合」という。）

② 出荷遅延の場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったため、当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合（3(2)において「出荷遅延の場合」という。）

③ やむを得ず処分された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日以後に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったことにより、販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合（3(2)において「やむを得ず処分された場合」という。）

2 助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の内容並びにこれらの算定方法

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において飼養される対象家畜

① 売上げの減少額

(ア) 家畜（家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵を除く。）の場合

- ㊦ 当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{（同一の種類の家畜の平均価格－対象家畜の取引価格の平均額）} \times \text{対象家畜の頭羽数}}{\text{}}$$

① 当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

次の式により算定した額とする。

$$\text{同一の種類の家畜の平均価格} \times \text{対象家畜の頭羽数}$$

※ これらの額を算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a ⑦及び⑧の場合における同一の種類の家畜（家きんを除く。）の平均価格は、その取引形態に応じ、次に掲げる額のいずれか（⑦の場合にあっては、(d)を除く。）とする。この場合において、(a)及び(b)の市価は、特定移動制限等の期間の直前における同一の種類の家畜の市価を調査した上で適正に算定するとともに、牛及び豚にあっては、過去の格付実績等を書面により確認した上で、対象家畜の枝肉の等級等を考慮して算定するものとし、(a)の推定平均枝肉重量は、対象家畜が取引された日における平均枝肉重量（⑧の場合にあっては、対象家畜が処分された日における生体重）を基に適正に算定するものとし、(c)の過去の販売価格の平均額は、過去の出荷実績等を書面により確認した上で適正に算定するものとし、(d)の評価額は、対象家畜の飼養に要した費用を基に適正に算定するものとする。
 - (a) 特定移動制限等の期間前における同一の種類の家畜の枝肉の1kg当たりの市価の加重平均額に対象家畜の出荷予定日における推定平均枝肉重量を乗じて得た額
 - (b) 特定移動制限等の期間前における同一の種類の家畜の1頭当たりの市価の平均額
 - (c) 同一の種類の家畜の過去の販売価格の平均額
 - (d) 処分される直前における対象家畜の評価額
- b ⑦及び⑧の場合における同一の種類の家きんの平均価格は、特定移動制限等の期間前における同一の種類の家きんの1kg当たりの市価の加重平均額に当該家きんの平均と体重量を乗じて算定するものとする。この場合において、当該市価は、特定移動制限等の期間の直前における同一の種類の家きんのと体の市価を調査した上で適正に算定するものとする。
- c ⑦の場合における対象家畜の取引価格の平均額は、対象家畜の1頭羽当たりの取引価格の平均額とし、当該取引価格を書面により確認した上で適正に算定するものとする。
- d ⑧の場合にあっては、対象家畜の販売又は飼養の継続が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。

(イ) 家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵の場合

- ㊦ 当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

次の式により算定した額とする。

$(\text{同一の種類の家きんの素ひなの過去の販売価格の平均額} - \text{対象家畜の素ひなの取引価格の平均額}) \times \text{対象家畜の素ひなの羽数}$

$(\text{ふ卵中の同一の種類の家きんの卵の過去の販売価格の平均額} - \text{ふ卵中の対象家畜の卵の取引価格の平均額}) \times \text{ふ卵中の対象家畜の卵の個数}$

- ㊧ 当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

次の式により算定した額とする。

$\text{同一の種類の家きんの素ひなの過去の販売価格の平均額} \times \text{対象家畜の素ひなの羽数}$

$\text{ふ卵中の同一の種類の家きんの卵の過去の販売価格の平均額} \times \text{ふ卵中の対象家畜の卵の個数}$

※ これらの額を算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a ㊦及び㊧の場合における同一の種類の家きんの素ひな及びふ卵中の同一の種類の家きんの卵の過去の販売価格の平均額は、過去の出荷実績等を書面により確認した上で適正に算定するものとする。
- b ㊦の場合における対象家畜の素ひな及びふ卵中の対象家畜の卵の過去の取引価格の平均額は、当該取引価格を書面により確認した上で適正に算定するものとする。
- c ㊦及び㊧の場合における対象家畜の素ひなの羽数及びふ卵中の対象家畜の卵の個数は、販売に適さない素ひなの発生率及びふ卵中の家きんの卵のふ化率を考慮して精査するものとする。
- d ㊧の場合にあつては、対象家畜の販売又は飼養の継続が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。

② 飼料費の増加額

- (ア) 当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

次の式により算定した額とする。

$\text{対象家畜の1日1頭羽当たりの給与飼料単価} \times \text{対象家畜の頭羽数} \times \text{対象家畜の出荷予定日から出荷された日までの期間の延べ日数}$

(イ) 当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

次の式により算定した額とする。

$$\text{対象家畜の1日1頭羽当たりの給与飼料単価} \times \text{対象家畜の頭羽数} \times \text{対象家畜の出荷予定日から処分された日までの期間の延べ日数}$$

※ これらの額を算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 対象家畜の1日1頭羽当たりの給与飼料単価は、過去の給与飼料の金額等の取引内容が明確に記載されている飼料の購入に関する書類等の内容を照合し、確認するとともに、飼養農家又は飼養施設における飼養規模の実態に即したものであるか等その内容を精査するものとする。
- b ①において対象家畜の取引価格の平均額が同一の種類の家畜の平均価格を超える場合にあつては、その差額に対象家畜の頭羽数を乗じて得た額を上記の式により算定した飼料費の増加額から減ずるものとする。
- c 当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合にあつては、その旨を書面により確認するものとする。

③ 輸送費の増加額（当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合に限る。）

次の式により算定した額とする。

$$\text{対象家畜の他の出荷先までの輸送費の実費} - \text{同一の種類の家畜の予定出荷先までの輸送に通常要する費用}$$

※ これを算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを書面により確認するものとする。
- b 輸送した対象家畜の頭羽数、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の書類の内容を照合し、確認するとともに、飼養農家又は飼養施設における飼養規模の実態に即したものであるか等その内容を精査するものとする。
- c 対象家畜の他の出荷先までの輸送費の実費は、過去の輸送実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。
- d 同一の種類の家畜の予定出荷先までの輸送に通常要する費用は、特定移動制限等の期間前において通常要した費用とし、過去の輸送実績等が記載された書面を基に適正に算定するものとする。

(2) 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜

① 他の出荷先に出荷された場合

(7) 売上げの減少額

(1)①(ア)㉠及び(イ)㉡と同様に算定した額とする。

(イ) 飼料費の増加額

(1)②と同様に算定した額とする。

(ウ) 輸送費の増加額

(1)③と同様に算定した額とする。

※ これらの額を算定するに当たっては、(1)に定めるところによるほか、対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを書面により確認するものとする。

② 出荷遅延の場合

(7) 売上げの減少額

(1)①(ア)㉠及び(イ)㉡と同様に算定した額とする。

(イ) 飼料費の増加額

(1)②と同様に算定した額とする。

※ これらの額を算定するに当たっては、(1)に定めるところによるほか、対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたこと及び対象家畜を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを書面により確認するものとする。

③ やむを得ず処分された場合

(7) 売上げの減少額

(1)①(ア)㉠及び(イ)㉡と同様に算定した額とする。

(イ) 飼料費の増加額

(1)②と同様に算定した額とする。

※ これらの額を算定するに当たっては、(1)に定めるところによるほか、対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたこと、対象家畜を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったこと及び対象家畜の販売又は飼養の継続が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。

(注) 1 対象家畜のうち特定移動制限等の期間後に出荷予定日を経過したものについて、(1)及び(2)の売上げの減少額及び費用の増加額を算定するに当たっては、(1)及び(2)に定めるところによるほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

a 特定移動制限等の期間前に作成された家畜の出荷計画等を確認し、対象家畜を出荷予定日に出荷することができないことが合理性を欠くものでないことを書面により確認するものとする。

b 対象家畜の飼養農家又は飼養施設及び出荷先において、当該対象家畜の早期出

荷に向けて最大限の努力がなされていることを書面により確認するものとする。

c 対象家畜が次のいずれかに該当する場合にあっては、その理由がやむを得ない事情によるものであることを書面により確認するものとする。

(a) 対象家畜が特定移動制限等の期間後2か月以上経過してから出荷され、又はやむを得ず処分された場合

(b) 対象家畜が出荷予定日から14日以上経過した後に出荷され、又はやむを得ず処分された場合

(注) 2 家畜伝染病予防費負担金交付要綱（昭和32年2月11日付け32畜A第216号農林事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき家畜伝染病予防費負担金の交付を申請するに当たっては、交付要綱第3の申請書（以下「申請書」という。）に、(1)③及び(2)①の場合にあってはaに掲げる書面を、(1)①及び②の場合（当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合に限る。）にあってはb及びcに掲げる書面を、(2)②の場合にあってはa及びdに掲げる書面を、(2)③の場合にあってはaからdまでに掲げる書面を、それぞれ添付するものとする。

a 対象家畜を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書面

b 対象家畜の市場価値が失われたこと、対象家畜の飼養施設の飼養可能頭羽数を超えたため対象家畜を当該飼養施設で飼養することができなくなったこと等の対象家畜の販売又は飼養の継続が困難であり、その処分がやむを得なかったことを証する書面

c 対象家畜が処分されたことを証する書面

d 飼養農家又は飼養施設、出荷先及び都道府県の担当者により構成される協議会において対象家畜の出荷の円滑化を図るための調整を行ってもなお対象家畜を出荷することができなかったこと等の対象家畜を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書面

第3 家畜の死体に係る助成

1 助成対象となる家畜の死体

次に掲げる対象家畜の死体とする。

(1) やむを得ず処分された対象家畜の死体

特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された対象家畜の死体とする。

(2) (1)に該当するもの以外の対象家畜の死体

対象家畜の死体（(1)に該当するものを除く。）であって、特定移動制限等により当該死体を通常化製場において化製することができなくなったため、他の化製場において化製されたものとする。

2 助成対象となる費用の増加額の内容及びその算定方法

(1) やむを得ず処分された対象家畜の死体

① 焼却等施設までの輸送費の実費

これを算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 対象家畜の販売又は飼養の継続が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。
- b 輸送した対象家畜の死体の数、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の書類の内容を照合し、確認するとともに、処分された対象家畜の頭羽数に照らし適当であるか等その内容を精査するものとする。
- c 過去の輸送実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。

② 焼却費、埋却費又は化製費の実費

これを算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 対象家畜の販売又は飼養の継続が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。
- b 焼却、埋却又は化製を行った対象家畜の死体の数、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の内容を照合し、確認するとともに、処分された対象家畜の頭羽数に照らし適当であるか等その内容を精査するものとする。
- c 焼却等施設における過去の処分実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。

(2) (1)に該当するもの以外の対象家畜の死体

① 輸送費の増加額

次の式により算定した額とする。

対象家畜の死体の他の化製場までの輸送費の実費－同一の種類の家畜の死体の通常化製場までの輸送に通常要する費用

※ これを算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 輸送した対象家畜の死体の数、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の書類の内容を照合し、確認するとともに、死亡した対象家畜の頭羽数に照らし適当であるか等その内容を精査するものとする。
- b 対象家畜の死体の他の化製場までの輸送費の実費は、過去の輸送実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。
- c 同一の種類の家畜の死体の通常化製場までの輸送に通常要する費用は、特定移動制限等の期間前において通常要した費用とし、過去の輸送実績等が記載された書面を基に適正に算定するものとする。

② 化製費の増加額

次の式により算定した額とする。

対象家畜の死体の他の化製場における化製費の実費－同一の種類の家畜の死体の通常化製場における化製に通常要する費用

- ※ これを算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- a 化製した対象家畜の死体の数、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の内容を照合し、確認するとともに、死亡した対象家畜の頭羽数に照らし適当であるか等その内容を精査するものとする。
 - b 対象家畜の死体の他の化製場における化製費の実費は、過去の化製実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。
 - c 同一の種類の家畜の死体の通常化製場における化製に通常要する費用は、特定移動制限の期間前において通常要した費用とし、過去の化製実績等が記載された書面を基に適正に算定するものとする。

(注) 1 対象家畜のうち特定移動制限等の期間後に出荷予定日を経過したものの死体について、(1)及び(2)の費用の実費又は増加額を算定するに当たっては、(1)及び(2)に定めるところによるほか、第2の3(注)1 a から c までに掲げる事項に留意するものとする。

(注) 2 交付要綱に基づき(1)の対象家畜の死体に係る家畜伝染病予防費負担金の交付を申請するに当たっては、申請書に、第2の3(注)2 b 及び c に掲げる書面を添付するものとする。

第4 物品に係る助成

1 助成対象となる物品

次のいずれかに該当するものとする。

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品

特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品であって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものをいう。

(2) 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品

特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

① 他の出荷先に出荷された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合(3(2)において「他の出荷先に出荷された場合」という。)

② 出荷遅延の場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合（3(2)において「出荷遅延の場合」という。）

③ やむを得ず処分された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日以後に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかつたことにより、販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合（3(2)において「やむを得ず処分された場合」という。）

2 助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の内容並びにこれらの算定方法

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品

① 売上げの減少額

(ア) 当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

次の式により算定した額とする。

$$\text{（同一の種類の商品の過去の販売価格の平均額－対象商品の取引価格の平均額）} \times \text{対象商品の数量}$$

(イ) 当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合

次の式により算定した額とする。

$$\text{同一の種類の商品の過去の販売価格の平均額} \times \text{対象商品の数量}$$

※ これらの額を算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

a (ア)及び(イ)の場合における同一の種類の商品の過去の販売価格の平均額は、過去の出荷実績等を書面により確認した上で適正に算定するものとする。

b (ア)の場合における対象商品の取引価格の平均額は、当該取引価格を書面により確認した上で適正に算定するものとする。

c (ア)及び(イ)の場合における対象商品の数量は、販売に適さない商品の発生率を考慮して精査するものとする。

d (イ)の場合にあつては、対象商品の販売が困難であり、その処分がやむを得なかつたことを書面により確認するものとする。

② 輸送費の増加額

(ア) 当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合

次の式により算定した額とする。

対象物品の他の出荷先までの輸送費の実費－同一の種類の商品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用

(イ) 当該特定移動制限等により特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

次の式により算定した額とする。

対象物品の予定出荷先までの輸送費の実費－同一の種類の商品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用

- ※ これらの額を算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- a 輸送した対象物品の数量、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の書類の内容を照合し、確認するとともに、飼養農家又は飼養施設における飼養規模の実態に即したものであるか等その内容を精査するものとする。
 - b (ア)の場合における対象物品の他の出荷先までの輸送費の実費及び(イ)の場合における対象物品の予定出荷先までの輸送費の実費は、過去の輸送実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。
 - c (ア)及び(イ)の場合における同一の種類の商品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用は、特定移動制限等の期間前において通常要した費用とし、過去の輸送実績等が記載された書面を基に適正に算定するものとする。
 - d (ア)の場合にあっては、対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを書面により確認するものとする。

③ 保管施設における保管費及び荷役費の実費

これを算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 保管又は荷役を行った対象物品の数量、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の書類の内容を照合し、確認するとともに、飼養農家又は飼養施設における飼養規模の実態に即したものであるか等その内容を精査するものとする。
- b 過去の保管実績、荷役実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。
- c 当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合にあつては、対象物品の販売が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。

④ 焼却等施設までの輸送費の実費（当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合に限る。）

これを算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 対象物品の販売が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。
- b 輸送した対象物品の数量、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の書類の内容を照合し、確認するとともに、処分された対象物品の数量に照らし適当であるか等その内容を精査するものとする。
- c 過去の輸送実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。

⑤ 焼却費、埋却費又は化製費の実費（当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合に限る。）

これを算定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- a 対象物品の販売が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。
- b 焼却、埋却又は化製を行った対象物品の数量、金額等の取引内容が明確に記載されている委託契約書等の内容を照合し、確認するとともに、処分された対象物品の数量に照らし適当であるか等その内容を精査するものとする。
- c 焼却等施設における過去の処分実績等が記載された書面により、通常必要であると認められるものであることを確認するものとする。

(2) 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品

① 他の出荷先に出荷された場合

(ア) 売上げの減少額

(1)①(ア)と同様に算定した額とする。

(イ) 輸送費の増加額

(1)②(イ)と同様に算定した額とする。

(ウ) 保管施設における保管費及び荷役費の実費

(1)③と同様に算定した額とする。

※ これらの額を算定するに当たっては、(1)に定めるところによるほか、対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを書面により確認するものとする。

② 出荷遅延の場合

(ア) 売上げの減少額

(1)①(ア)と同様に算定した額とする。

(イ) 輸送費の増加額

(1)②(イ)と同様に算定した額とする。

(ウ) 保管施設における保管費及び荷役費の実費

(1)③と同様に算定した額とする。

※ これらの額を算定するに当たっては、(1)に定めるところによるほか、対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたこと及び対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを書面により確認するものとする。

③ やむを得ず処分された場合

(ア) 売上げの減少額

(1)①(イ)と同様に算定した額とする。

(イ) 保管施設における保管費及び荷役費の実費

(1)③と同様に算定した額とする。

(ウ) 焼却等施設までの輸送費の実費

(1)④と同様に算定した額とする。

(エ) 焼却費、埋却費又は化製費の実費

(1)⑤と同様に算定した額とする。

※ これらの額を算定するに当たっては、(1)に定めるところによるほか、対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたこと、対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったこと及び対象物品の販売が困難であり、その処分がやむを得なかったことを書面により確認するものとする。

(注) 1 対象物品のうち特定移動制限等の期間後に出荷予定日を経過したものについて、(1)及び(2)の売上げの減少額及び費用の実費又は増加額を算定するに当たっては、(1)及び(2)に定めるところによるほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

a 特定移動制限等の期間前に作成された物品の出荷計画等を確認し、対象物品を出荷予定日に出荷することができないことが合理性を欠くものでないことを書面により確認するものとする。

b 対象物品を生産した農家又は施設及び出荷先において、当該対象物品の早期出荷に向けて最大限の努力がなされていることを書面により確認するものとする。

c 対象物品が次のいずれかに該当する場合にあっては、その理由がやむを得ない事情によるものであることを書面により確認するものとする。

(a) 対象物品が特定移動制限等の期間後2か月以上経過してから出荷され、又はやむを得ず処分されたこと。

(b) 対象物品が出荷予定日から14日以上経過した後に出荷され、又はやむを得ず処分されたこと。

(注) 2 交付要綱に基づき家畜伝染病予防費負担金の交付を申請するに当たっては、申請書に、(1)②(ア)及び(2)①の場合にあってはaに掲げる書面を、(1)①及び③の

場合（当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合に限る。）の場合にあつてはb及びcに掲げる書面を、(2)②の場合にあつてはa及びdに掲げる書面を、(2)③の場合にあつてはaからdまでに掲げる書面を、それぞれ添付するものとする。

- a 対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書面
- b 対象物品の市場価値が失われたこと、対象物品の保管施設の保管可能数量を超えたため対象物品を当該保管施設で保管することができなくなったこと等の対象物品の販売が困難であり、その処分がやむを得なかったことを証する書面
- c 対象物品が処分されたことを証する書面
- d 対象物品を生産した農家又は施設、出荷先及び都道府県の担当者により構成される対象物品の出荷の円滑化を図るための協議会において調整を行ってもなお対象物品を出荷することができなかったこと等の対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書面

第5 助成対象となる家畜又は物品に関する実態調査

1 助成対象となる家畜の飼養状況の調査

第2及び第3の売上げの減少額及び費用の増加額を算定するに当たっては、飼養農家又は飼養施設に立ち入り、対象家畜の飼養頭羽数を調査するほか、当該飼養農家又は飼養施設における直近の家畜の平均飼養頭羽数、家畜の出荷実績、家畜の出荷計画等の書面と当該調査により把握した対象家畜の飼養頭羽数及び出荷予定日を照合するなど、当該飼養農家又は飼養施設における飼養規模、当該対象家畜の飼養状況等の実態を調査し、助成対象を精査するものとする。

また、出荷された対象家畜の出荷予定日が特定移動制限等の期間後である場合にあつては、当該対象家畜の出荷先に立ち入り、当該出荷先の規模、稼働状況、家畜の受入実績、家畜の受入計画等の実態を調査し、助成対象を精査するものとする。

2 助成対象となる物品の生産状況の調査

第4の売上げの減少額及び費用の増加額を算定するに当たっては、飼養農家又は飼養施設に立ち入り、対象家畜の飼養頭羽数及び対象物品の生産数量を調査するほか、当該飼養農家又は飼養施設における直近の家畜の平均飼養頭羽数、物品の出荷実績、物品の出荷計画等の書面と当該調査により把握した対象物品の生産数量及び出荷予定日を照合するなど、当該飼養農家又は飼養施設における飼養規模、当該対象物品の生産状況等の実態を調査し、助成対象を精査するものとする。

また、出荷された対象物品の出荷予定日が特定移動制限等の期間後である場合にあつては、当該対象物品の出荷先に立ち入り、当該出荷先の規模、稼働状況、物品の受入実績、物品の受入計画等の実態を調査し、助成対象を精査するものとする。